



内閣審議會の設置と土木國策の樹立

大 篠 篁

非常時局と謂ふ聲を聞くことは決して昨今の事でないが非常時局とは一體何を意味するか、單に國際聯盟の脫退、對支問題、對滿政策、軍備問題等に限られて之に處するの途を講ずべきの時機であるとは解せられない。經濟界の異狀、政治界の變態、思想界の混沌等各方面に對して平然として其の日暮らしの狀態にあつてはならないと云ふ氣分を表現するものである。素より滿洲新國の建設が我軍部の功勞と外務當局の苦心に基くことや東支鐵道に關する交渉事件の成果が専ら廣田外相其の他の有力者に依つての功績に待つて事を茲に到らしめたことの如き實に國運發揚の表徴として吾曹の歡喜し感謝に堪へざる所である。乍去眼を轉して政治界、教育界、思想界、乃至實業界並に第六十七回帝國議會の實狀を凝視するときに果して如何なる感想を惹起せらるゝのであるか。

惟ふに今日の國狀を非常時と云ふ所以のものは宇内に於ける我日本帝國の立場、環境は國民を擧げて一段の飛躍を爲し、荒怠を戒め、固陋の偏見を去り、矯激の思想を斥け、以て自力更生の意氣に燃えて普く人類社會の福祉に貢獻する所あらし

めねばならぬ時代に外ならぬのである。明治十四年十月 明治天皇は時局の序に循ふて歩を進むの道に因り徒らに時會速なるを競ひて浮言相動かし竟に大計を遺ることなきを訓へ給ひ更らに進んで故らに躁急を爭ひ、事變を煽し、國安を害する者あらば處するに國典を以てせよと言明し給ふ所があつた、我等國民として實に恐懼措く所を知らざるの感がする。今時の國狀下に在るの身復新に吾曹をして轉夕深憂を禁ずる能はざらしむるものがある。

蓋し非常の時局に處するの對策は唯徒らに事を構へて他を排斥し、國民互に疑惑猜心を以て相對するが如きに誘導するの所業に出づることなく、萬民心を一にして互に克く國民の品性を保ち、國運發暢の爲めに一意専心其の福利を増進することに努めしむるの道を具ふるに至らしむべきである、即ち舉國振張の秋に善處する所あらしむべきものである、斯の爲に新なる國策を樹立せんことを欲して内閣審議會か設置せらるゝのであらう。

今日非常の時局に在ての國策の缺如は吾曹の寒心に堪へざる所である、試に内政上土木方面の問題を検討せんか關門交通連絡機關として架橋に依るべきか將又隧道に依るべきか其のいづれか大局的改良策であるか、東京横濱間國道の交通行詰を解決する爲めには既設路線を擴張すべきか或は復道を築造すべきか否、土木會議の決定を経たる全國々道及重要府縣道の改良の實行を如何にすべきか。國道第三十六號路線の築造は如何にして完成すべきか、全國的交通網を如何に確定すべきか、都市及主要町村に於ける交通機關を如何に統一整調すべきか、海陸交通機關を如何に圓滑ならしむべきか、港灣の改修築と道路及鐵道を如何に連絡せしむべきか、河川の改良と架橋の關係を如何に處理すべきか、内閣に交通審議會あるも其の機能明確ならずして這般の問題を解決するを得るや否、内務省に土木會議あるも其の權限は制限せられて廣汎なる叙上の案件を議するの力あるや否、國民生活上必須的設備國力充實の爲めにする産業開發の施設に關し苟くも舉國振張上喫緊の事業については一局一部の利害得失よりも高所大局より觀察し此等國策を具體化し躊躇逡巡することなく之を樹立す

べきものである、非常時局の對策は一日を緩するを許されない、政府當局は須らく案を具し之を決定するの途を講ずべく而かも超政黨的に、超軍事的に、超感情的に、超打算的に内閣審議會をして従來政治上の缺陷を匡正するの機能を發揮せしめて新興氣分に滿された國策を樹立し以て國民を擧げて其處に飛躍活動するの境地を造らしめよ、之れ非常の時局に善處する最良の途である。

佐藤 一

人一生履歴。除幼時與老後率不過四五十年間。

其所聞見。殆不足一史。故宜讀歷代史書。

上下數千年事迹。靡在胸臆。不亦爲快乎。

著眼處。最在人情事變上。